

令和 2 年度第 1 回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議の開催状況について

1 札幌市児童虐待防止対策推進本部

(1) 設置の目的

児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進するため設置する。

(2) 任務

次の事項を協議する。

ア 「令和元年 6 月死亡事例に係る検証報告書」における提言に対する本市の取組状況の進捗管理に関すること。

イ 児童虐待防止対策に係る情報の収集及び共有に関すること。

ウ 児童虐待防止対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

エ 上記に定めるもののほか、児童虐待防止対策に必要と認められる事項に関すること。

(3) 設置要綱

別紙のとおり

2 令和 2 年度第 1 回本部会議について

(1) 会議開催日時

令和 2 年 5 月 13 日（水） 15 : 00～15:45

(2) 会議資料及び説明資料

別添のとおり

札幌市児童虐待防止対策推進本部設置要綱

令和2年4月24日
市長決裁

(目的)

第1条 児童虐待防止に関する対策を全庁的に推進するため、札幌市児童虐待防止対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進本部は、次の事項を協議する。

- (1) 「令和元年6月死亡事例に係る検証報告書」における提言に対する本市の取組状況の進捗管理に関すること。
- (2) 児童虐待防止対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (3) 児童虐待防止対策に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、児童虐待防止対策に必要と認められる事項に関すること

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次表に掲げる職をもって充てる。

2 本部員のうち、区長については、幹事区の区長をもって充てる。

本部長	市長
本部長代理	町田副市長
本部員	総務局長、市民文化局長、保健福祉局長、保健福祉局医務監、子ども未来局長、児童相談所担当局長、区長、教育長

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、前条の表に掲げる本部員以外の職員及び外部有識者等を推進本部の会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を設置する。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれの次表に掲げる者をもって充てる。

3 幹事のうち、保健福祉部長、福祉担当部長及び保健担当部長については、それぞれ幹事区の保健福祉部長、福祉担当部長及び保健担当部長をもって充てる。

幹事長	子ども育成部長
幹事	改革推進室長、広報部長、職員部長、男女共同参画室長、保護自立支

	援担当部長、障がい保健福祉部長、健康企画担当部長、子育て支援部長、医事担当部長、保健福祉部長、福祉担当部長、保健担当部長、学校教育部長、児童生徒担当部長
--	--

- 3 幹事会は、本部の担当する事務を補佐する。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる幹事以外の職員及び外部有識者等を幹事会の会議に出席させることができる。
- 6 幹事長は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、子ども未来局子ども育成部において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月24日から施行する。

札幌市児童虐待防止対策推進本部名簿

本部長	市長
本部長代理	町田副市長

本部長		幹事	関係課長
子ども未来局	子ども未来局長	子ども育成部長	子ども企画課長
		子育て支援部長	子育て支援課長
	児童相談所担当局長	児童相談所長 (担当局長事務取扱)	地域連携課長 企画担当課長
		医事担当部長	調整担当課長
総務局	総務局長	改革推進室長	推進課長
		広報部長	広報課長
		職員部長	人事課長
市民文化局	市民文化局長	男女共同参画室長	男女共同参画課長
保健福祉局	保健福祉局長	保護自立支援担当部長	保護自立支援課長
		障がい保健福祉部長	障がい福祉課長
	医務監	健康企画担当部長	地域保健・母子保健担当課長
区（幹事区）	東区長	保健福祉部長	保健福祉課長
		保健担当部長	健康・子ども課長 (子) 東区地域連携担当課長兼務)
教育委員会	教育長	学校教育部長	教育推進課長
		児童生徒担当部長	児童生徒担当課長

令和2年度第1回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議

○ 会議開催概要

令和2年5月13日（水） 15:00～ 市長会議室

（出席者）

市長、町田副市長、本部員、幹事

○ 会議次第

- 1 本部長指示
- 2 児童相談所における児童虐待相談の対応状況
- 3 今後の取組方針
- 4 その他

（事務局）

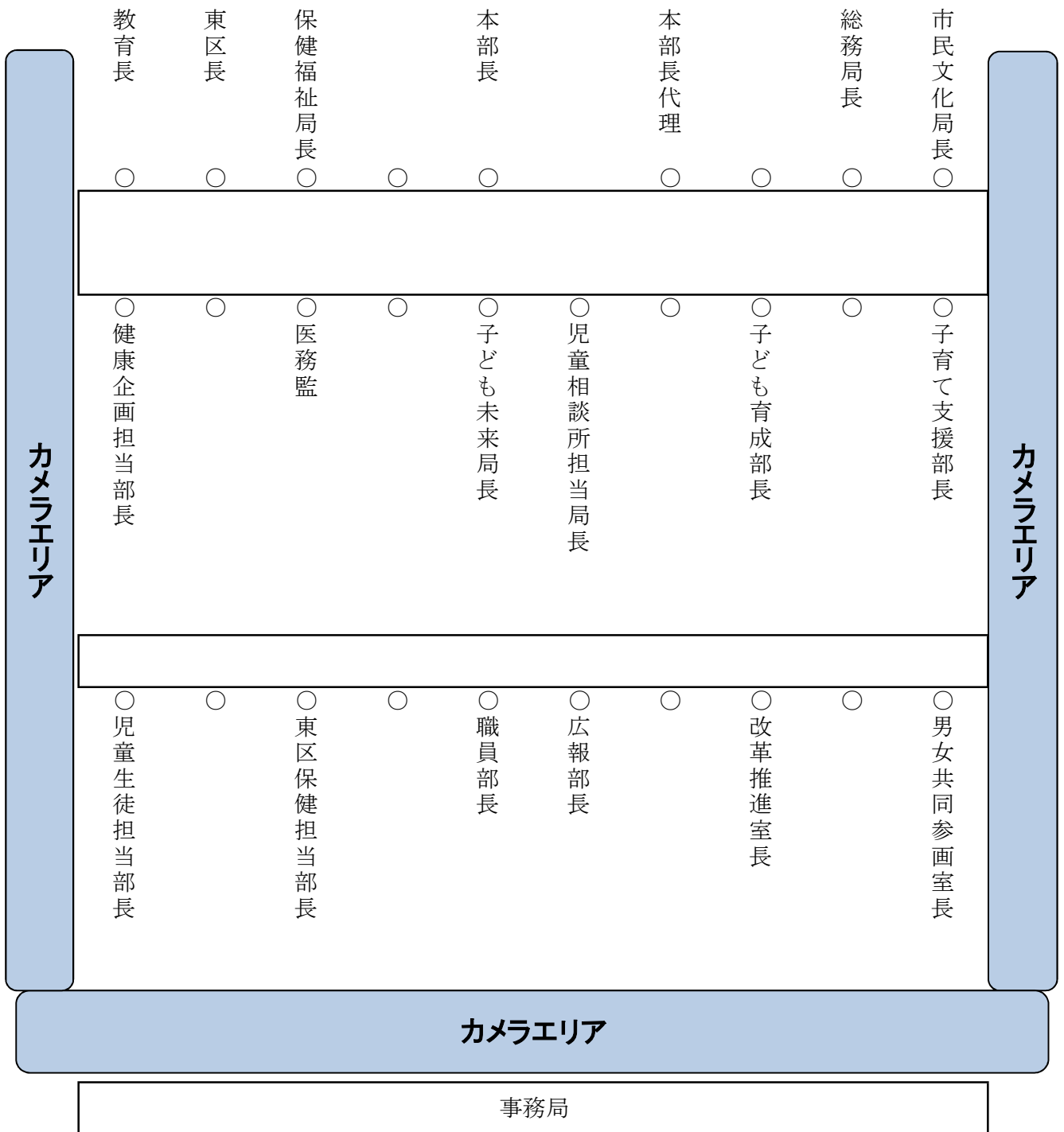
子ども未来局子ども育成部子ども企画課

島谷・石堂 電話 011-211-2982

《令和2年第1回 札幌市児童虐待防止対策推進本部会議》

令和2年5月13日（水）：市長会議室

入口



本部長指示

- 昨年6月に、2歳の女の子が亡くなるという大変痛ましい事案が発生してから、まもなく1年になろうとしている。
- 改めて、亡くなられたお子さんに、心から哀悼の意を表します。
- この間、児童虐待防止緊急対策本部を設置して、再発防止に向けた緊急的な取組を進めてきたが、3月11日に手交を受けた「検証報告書」では、「協働の視点」や「支援を受ける側の立場になって問題を理解する観点」など、全ての職場に関わる仕事の取組姿勢についても指摘をされたところ。
- そこで、今後は、再発防止に向けた取組を全庁に広げていくこととし、これまでの緊急対策本部は改組して、新たに「児童虐待防止対策推進本部」を設置し、「検証報告書」の提言に対する本市の再発防止策について、取組を強力に進めていく。
- また、現在、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、子育て家庭においても、親も子どももストレスを抱えている状況にある。乳幼児健診についても、やむを得ず一時休止させており、健診の際に子どもの状況を観察するといったことが難しい状態にある。

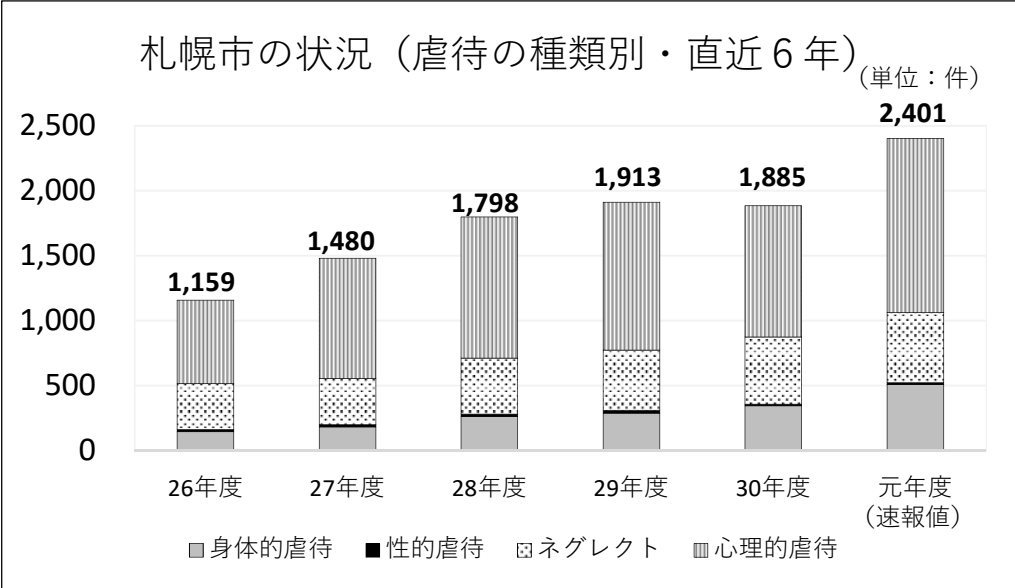
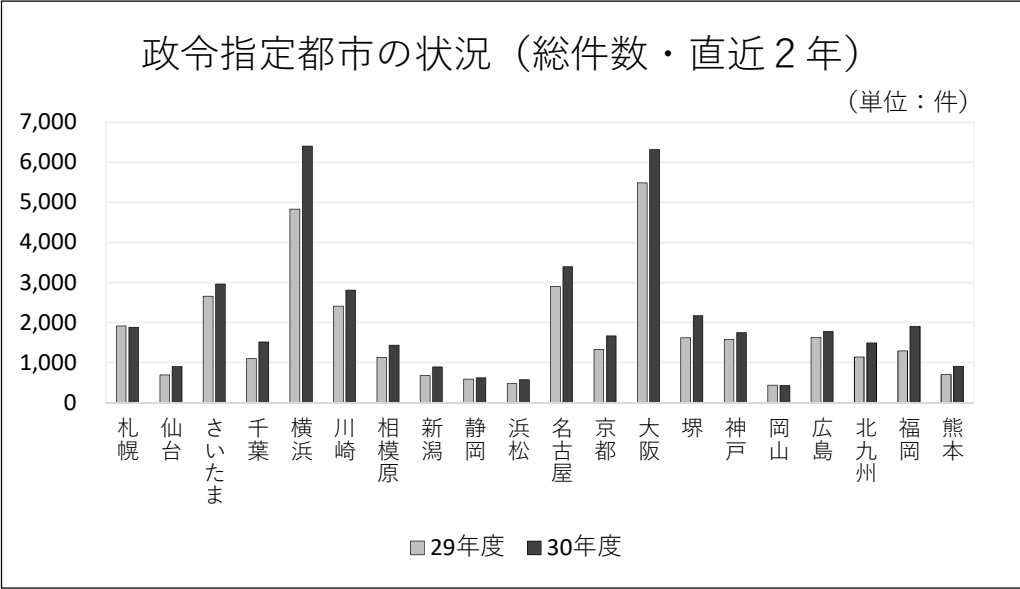
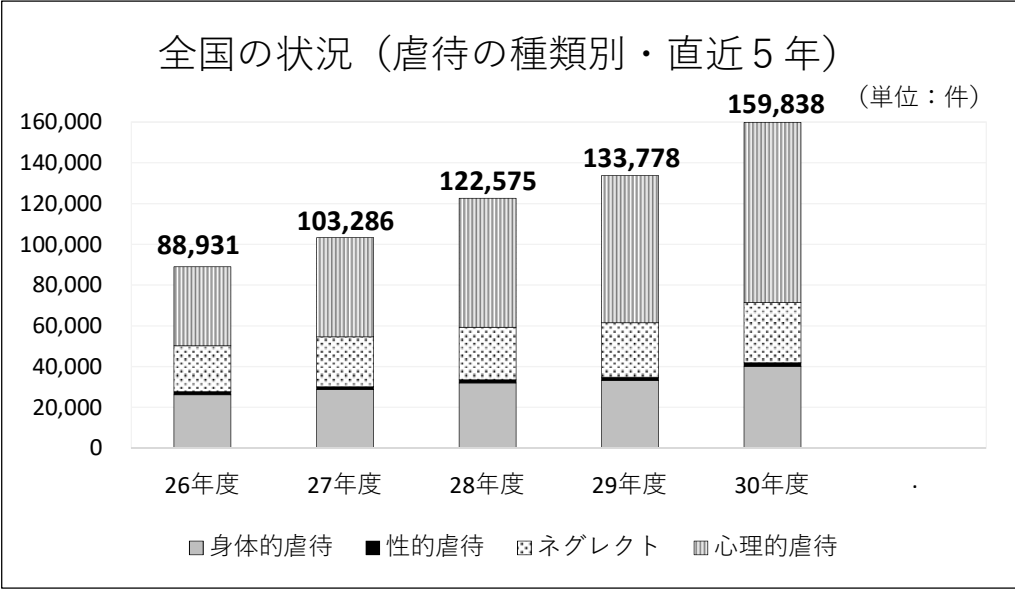
- このため、関係機関等とも連携し、様々な機会を通じて子どもの状況を把握するよう努めなければならない。

- 子育て家庭、特にひとり親家庭の気持ちにきちんと寄り添うとともに、現在取りうるあらゆる方法で、児童虐待防止対策に係る関係機関との情報共有を図ることや、母子手帳発行や生活保護相談の際に、子どもに関する困りごとを敏感に感じ取って子育て関連部局と連携することなど、各部局で取れる手段を有効に活用しながら支援をお願いしたい。

- こうしたことも踏まえながら、子どもの命を守ることを最優先に考え、「検証報告書」で指摘された内容について各部局が組織横断的に改善策を検討し、今後の対策について、全庁一丸となって具体的に取組んでいくよう改めて指示する。

児童相談所における児童虐待相談の対応状況について

厚生労働省「福祉行政報告例」



<特徴>

対応件数（全国）は、虐待問題の関心の高まりもあり増え続けている。

政令指定都市の件数は、おおむね児童人口に応じた件数となっている。

札幌市では、全国に比べ「ネグレクト（監護の怠慢・拒否）」の割合が高い。（全国21.2%、札幌市25.8%（26-30年度の平均））

今後の取組方針について

検証報告書における提言

資料2

R.2.5.13 対策推進本部会議

(1)	区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性
①	区を単位とした相談支援体制のあり方について
②	各区を中核とした児童相談所との連携強化の必要性
③	子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割発揮の必要性
④	子どもの生活圏における支援体制構築の必要性
⑤	保育施設における虐待事案への対応強化の必要性

それぞれの取組の実施・検討の時期について、次の4つの区分で表す。
 A：既に取り組んでいる項目
 B：すぐに取り組むべき項目
 C：速やかに検討すべき項目
 D：中期的・段階的に検討する項目

※担当部に区）保健福祉部とある事項は東区の取組（独自の取組も含む）を表す。

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部	
①	ア	子ども家庭総合支援拠点を整備するなど、区を単位とした相談支援体制を整え、妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援を行う。	(7) 子育て世代包括支援センターの機能を強化するため、母子保健相談員を配置する。	令和2年4月から、全区に1名ずつ母子保健相談員（会計年度職員）を配置し、ミドルリスク妊婦への支援を通じて虐待予防の関わりを強化した。	A	子）児童相談所 保）保健福祉部
			(4) 支援対象者の状況を適切に把握して支援の状況を組織で共有し、適切な進行管理を行う。	妊婦支援相談事業（母子手帳交付）に個別支援プランを導入し、妊娠届出時に母子保健相談員と保健師が全ての妊婦と面接を実施することにより、妊婦及び世帯等の状況を詳しく把握し、アセスメントにいかすとともに、支援の入口での妊婦との関係づくりを強化した。	A	
			(7) 家庭児童相談室や要対協の役割や活用方法への理解を広め、他部局や関係機関との更なる連携体制を構築する。	アセスメントの内容等について係内で確認するとともに、定期的な課内会議や、母子保健相談員、地区担当・業務担当保健師等による会議において、支援の方向性等の協議を行っている。	A	
			(イ) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。	母子保健担当・家庭児童相談室において把握した虐待予防の観点で支援が必要なケースについて、課内で役割分担や支援方針の共有を図るとともに、要対協の活用等についても課内で検討する体制とし、要対協機能の強化に取り組んだ。	A	
			(イ) 子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、国が実施しているアドバイザー派遣事業等を活用し、札幌市の状況を踏まえた必要な制度設計等を進める。	令和元年度、児童が利用する福祉事業所等が参加している自立支援協議会の場等を活用し、家庭児童相談室や要対協の機能・役割について周知を行った。	C	
②	イ	家庭児童相談室を中核とした各区の要対協の機能強化を図るとともに、児童相談所との連携強化を進める。	(7) 各区の家庭児童相談室の担当職員を増員し、虐待に発展する可能性が高い支援ケースについて児童相談所と随時情報共有し、支援方針や役割分担等について検討を行う体制を強化する。	令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当係職員を1名増員した。今後も継続して職員の増員を図るとともに、更に児童相談所との情報共有をすすめて、支援方針や役割分担等について検討を行っていく。	A	子）児童相談所 保）保健福祉部
			(4) 各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長と兼務とし、要対協の改善点の洗い出しや改善に向けた対応策の検討を行う体制を強化する。	令和2年4月から、各区の健康・子ども課長を児童相談所地域連携担当課長兼務とした。今後、業務遂行上のリスクの把握、その対策を検討していく。	A	
			(7) 児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。	令和元年12月以降、3つのシステムの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携が可能となった。	A	
			(イ) 要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化策を検討する。	今後は、システム検討プロジェクトにより、3つのシステムが保有している情報のプラットフォーム的なシステムを構築し、注意すべき世帯を抽出可能とするなど、更なる連携強化に努める。	B	
			(オ) 子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。		C	
③	ウ	子ども福祉分野において生活支援担当が果たすべき役割を明確化し、組織における方針を徹底する。	(7) 関係機関の介入が必要と思われる世帯に必要な支援を行うため、具体的な援助方針を適切に設定する。	世帯の状況に応じて援助方針の見直しが行われているか随時確認を行うよう、課長職及び係長職に指示する。本庁による実施機関監査において、関係機関との連携について必要な組織的検討が行われているか確認する。	B	子）児童相談所 保）保健福祉部
			(4) 生活支援担当職員を直接指導・監督する立場である係長職に対し、児童虐待防止や必要な支援へのつなぎの観点で踏まえた研修を実施する。	令和2年4月に実施した新任係長職研修において、本庁の課長職を講師として、検証報告書の内容の関連項目を中心に解説を行った。	A	
			(7) 生活支援担当職員を対象とする研修に要対協担当職員を講師として派遣し、児童虐待防止施策や要対協に関する知識を深める。		B	
			(イ) 各区の部課長会議や保健福祉部の会議等を活用して、健康・子ども課と生活支援担当課の業務や連携の必要性、支援策のあり方について情報共有を行う。		B	
④	エ	子どもと関わる機関や地域の支援団体とのつながりを深め、顔の見える関係性を構築し、地域全体で子どもを重層的に見守る環境を整える。	(7) 学校や地域を巡回する子どもコーディネーターやスクールソーシャルワーカー（SSW）に対して、要対協の個別検討会議への積極的参画を働きかけ、支援に必要な情報を共有する。	令和2年4月から、子どもコーディネーターの活動地域を拡大（50地区⇒61地区）した。今後も市内全87地区への展開に向けて体制づくりを検討する。	B	子）子ども育成部 子）児童相談所 教）学校教育部
			(4) 子どもコーディネーターや巡回SSWが、子どもの学区区などの生活圏に合わせて、日ごろの情報共有を積み重ねていく。		A	
			(7) 子どもコーディネーターの市内全地区への展開に向けた体制の検討や、スクールソーシャルワーカーの活用の促進・体制強化に向けた検討を進め、学校や子ども居場所等において困難を抱える子どもや家庭の把握、必要な支援につなげる取組を推進する。		C	
⑤	オ	保育施設における虐待事案への対応を強化する。	(7) 児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版など、具体的にわかりやすいマニュアルを作成し、保育施設等に配布して周知を図る。	令和2年3月に、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を作成し、保育現場等での活用を促すため保育所や幼稚園等に送付し、令和2年5月に、市公式ホームページにも掲載した。効果的な周知となるよう、今後も具体的な方法について検討していく。	A	子）子育て支援部 子）児童相談所
			(4) 認可外保育施設への指導を行う際は、児童虐待防止ハンドブックに沿って児童虐待の早期発見と通告等について必ず説明を行うとともに、研修会や会議を通して保育施設に周知を図る。		B	

検証報告書における提言

(2)	母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善の必要性
①	日常的業務（保健師活動・乳幼児健診）の徹底
②	地域住民の健康増進に寄与するための保健師活動の再考の必要性
③	母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 保健師の基本的な支援活動や乳幼児健診が果たす役割を再認識し、日常的業務の徹底を図る。	(7) 保健師の日常的業務の徹底を図るため、家庭訪問記録マニュアルの見直しを行うとともに、活動計画及び各種マニュアルに沿った保健師活動を行うよう徹底を図る。	家庭訪問記録マニュアルの改訂を行い、各区において係会議等の機会を利用して、活動計画及び各種マニュアルに基づき保健師活動を実施していくよう徹底を図っている。	A	(保) 保健所 区) 保健福祉部
		(4) 乳幼児健診の役割の重要性について再確認し、健診に従事する職員間の情報共有、支援が必要な場合の支援方法やその後の状況の確認について徹底を図る。	朝礼やカンファレンス等の機会を利用し、乳幼児健診に従事する全ての職員・職種における役割の重要性について、再確認を行った。 健診結果を踏まえた支援を確実に果たせるよう、対応が必要なケースには台帳に記載欄を設けたり、付箋を貼付するなど工夫し、健診に従事する職員間で確実に情報を共有することとした。 健診後のカンファレンスにおいて、気になる母子や対応が必要なケースについては、従事する職員間で丁寧に情報を共有し、特に次の支援が必要な場合には、その支援方法を検討するとともに確実に支援につなげ、その後の状況についても確認することとした。	A	区) 保健福祉部 (東区の独自取組例)
		(7) 乳幼児健診等の未受診者について、すべての対象児の状況を確認し、必要な支援を行う。	令和元年11月に、乳幼児健診マニュアルを改定し、健診後、早期に未受診者の状況を確認するよう意識的に取り組み、月に1回開催している課内会議においても世帯の状況に合わせた支援や確認方法等について検討し、確実にすべての未受診児の状況を確認することとした。	A	
		(イ) 乳幼児健診に従事するすべての職種を集めた「乳幼児健診のあり方プロジェクト」を設置し、乳幼児健診が本来の役割を果たすための施策等を検討する。		B	
		(4) 特定妊婦について、成育歴や精神面に応じたアセスメントを実施し、支援の方向性を検討する。	成育歴を丁寧に把握するとともに、特に精神面についてはリスクアセスメント表等活用して確実に把握し、定期開催の課内会議において共有・確認し支援の方向性を検討している。	A	(保) 保健所 区) 保健福祉部
		(カ) 全区の係長会議や、推進係と家庭児童相談室との定期的な会議において、保健師活動についての情報交換や議論を密に行い、工夫やアイデアの共有、事例の振り返りを定着化させる。		B	
		(キ) マネジメント層の関与により、日常業務の徹底を図る。	令和2年4月に、各区保健センターの部長職・課長職に対して、検証報告書の内容を説明し、保健師の日常業務や組織マネジメントの徹底について周知を図っている。	A	
②	イ 地域住民の健康増進に寄与する保健師活動体制のあり方を検討する。	(7) 地域住民の健康を守る基本的な視点に基づいた保健師活動、包括的な支援体制のあり方を検討する。		D	(保) 保健所 区) 保健福祉部
③	ウ 母子保健活動の中での地域精神保健の役割を強化する。	(7) 地域精神保健を考慮に入れた保健師活動の推進や、精神保健福祉相談員との連携のあり方を検討する。	令和2年4月に、2区に1名の心理相談員を配置した。 同行訪問や来訪面談等を通して、保健師活動の精神保健面での支援を行う。	A	(保) 保健所 (保) 障がい保健福祉部 区) 保健福祉部
			特定妊婦について、成育歴を丁寧に把握するとともに、特に精神保健面を考慮に入れたアセスメントについて、リスクアセスメント表等活用して確実に実施している。 また、それらの情報やアセスメントの内容を、定期的に開催している課内会議において共有・確認し、支援の方向性を検討している。	A	

検証報告書における提言

(3)	アセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底の必要性
①	要対協の機能強化及び対象範囲の拡大
②	在宅支援アセスメントシートの更なる活用の必要性
③	各職場単位での組織マネジメントの徹底の必要性
④	各職場で協働の文化を醸成する必要性
⑤	支援の連続性を担保し、ニーズ・リスクの変化に対応する進行管理のあり方の再検討

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部		
①	ア	要対協を有効に運用するための機能強化や運用方法の見直しを進める。	(7)	児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携により、支援対象者のスムーズな情報共有を行う。【再掲】	令和元年12月以降、3つのシステムの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、タイムリーな情報連携が可能となった。 今後は、システム検討プロジェクトにより、3つのシステムが保有している情報のプラットフォーム的なシステムを構築し、注意すべき世帯を抽出可能とするなど、更なる連携強化に努める。【再掲】	A	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			(4)	要対協の業務を活性化させるため、実務者会議の効果的運用や進行管理台帳等のあり方等について、プロジェクトチームの設置等により活性化方策を検討する。【再掲】		B	
			(9)	子ども家庭総合支援拠点の機能整備に向け、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】		C	
②	イ	児童虐待調査や支援の過程における在宅支援アセスメントシートの活用の徹底を図る。	(7)	児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用して報告を行う。	児童虐待調査結果報告の際は、在宅支援アセスメントシートを活用し、虐待の程度やリスク要素等の把握に基づく報告を行っている。	A	子) 児童相談所 区) 保健福祉部
			(4)	支援の過程で得た情報について適宜在宅支援アセスメントシートに反映させるとともに、リスク状況の変化を確認し、必要な支援にいかす。	支援の過程で得た子どもや養育者などの状況を、適宜在宅支援アセスメントシートに反映させるとともに、リスク状況の変化を確認し、状況に応じた支援に結びつけている。	A	
			(9)	要対協システムにおいて在宅支援アセスメントシートを軸として情報や意見をまとめ、会議参加者の共通認識のもとで必要な支援を行う。		B	
③	ウ	各職場単位での組織マネジメントの徹底を図る。	(7)	支援対象者の状況について進行管理台帳への記載を徹底し、書類の集中管理やチェックリストによる進捗管理を行い、処遇方針の確認や検討を行う。	支援状況について進行管理台帳への記載を徹底するよう指導するとともに、管理職が進行管理台帳を活用して定期的に支援の内容、進捗等を確認している。 処理すべき書類の集中管理を強化し、目視による進捗管理が容易にできるよう取り組んでいるほか、事務処理誤りなどがないよう様々なチェックリストを活用して確認を行っている。	A	子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部
			(4)	児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システムの情報連携を行い、集約されたデータから、注意すべき案件を抽出できるようなシステムを構築し、管理職が日ごろから確認できるような仕組みを検討する。	中堅職員と新人職員との少人数チームにより、毎月チーム内でお互いの進行管理の確認やアセスメント、支援内容の検討を行っている。 リスク変化を見逃さないよう、管理職への定期的な報告や会議を実施し、処遇方針の確認、具体的な支援方法や支援の時期等の支援プランの見直しを図っている。	A	
			(9)	管理職向け冊子「管理監督者の心得」を、自治研修センターで主催する新任役職者向けの研修等において活用したり、各所属における朝礼や役職者ミーティング等の場で取り上げ、日常的に目を通すことで、管理監督者の協働の意識やマネジメント能力の向上を図る。		C	
			(7)	全ての職員が協働の視点をもって業務に取り組むための意識の共有を図る。		B	
④	エ	各職場単位で管理職を中心とした職員の意識の向上を図り、協働の文化を醸成する。	(4)	管理職向け冊子「管理監督者の心得」を、自治研修センターで主催する新任役職者向けの研修等において活用したり、各所属における朝礼や役職者ミーティング等の場で取り上げ、日常的に目を通すことで、管理監督者の協働の意識やマネジメント能力の向上を図る。【再掲】		A	子) 子ども育成部 総) 職員部 総) 自治研修センター
			(9)	ケース支援に関わる他部他課との協働に向け、子どもを視点の中心と位置づけアセスメントする際に必要と考えられる情報等について共有し双方で発信できるよう、母子保健担当と生活支援担当間の情報共有に向けた共通ツールの検討を行う。	令和2年3月に、市長から全職員に対してイントラネットのメールシステムによりメッセージを配信し、職員への意識づけを行った。	B	
			(7)	研修等による課題・認識の共有、事務処理方法の統一化及び事務水準の維持、世帯状況の変化に対応した関係機関との情報共有、等を基本方針に掲げ、組織力の向上を図ることとした。		C	
⑤	オ	切れ目のない支援を行うとともに、ニーズやリスクの変化に対応した適切な進行管理を徹底する。	(7)	研修等による課題・認識の共有、事務処理方法の統一化及び事務水準の維持、世帯状況の変化に対応した関係機関との情報共有、等を基本方針に掲げ、組織力の向上を図ることとした。	生活支援の実施方針において、研修機会の活用による課題・認識の共有、区のマニュアル活用による処理方法統一及び事務水準の維持、世帯状況の変化に対応した関係機関との情報共有、等を基本方針に掲げ、役職者会議や毎月の朝礼等を通じて徹底を図っている。 継続指導ケースについては、担当者が管理職に対して定期的に進捗を報告し、処遇方針の確認、検討を行う会議を設けている。	A	区) 保健福祉部
			(4)	一時保護や措置を行った児童を家庭引取りとする場合の関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援の連続性を担保するとともに、関係機関との間での役割分担や各々の責任の所在を明確にする。	虐待ケースの一時保護中の児童や措置中の児童を家庭引取りとする場合、地域の関係機関との個別ケース検討会議を開催し、関係機関の間での課題や方針を共有し、役割分担や各々の責任の所在を明確にするよう努めている。	A	子) 児童相談所

検証報告書における提言

(4)	児童相談所における介入機能と役割の明確化の必要性
①	児童相談所の調査体制のあり方と専門性の検討
②	警察との連携、役割分担の明確化
③	休日・平日夜間時の調査対応の強化
④	児童相談所における区との連携の強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部		
①	ア	介入と支援に対応した調査体制を強化するとともに、専門性を生かした体制の構築を図る。	(7)	虐待通告受理時や終結時に適切な評価を実施するため、緊急対応体制を整備する。	令和元年10月に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を新設するとともに、通告受理及び終結時のリスクアセスメントシートによる評価及び担当部長までの報告を徹底するよう係会議等で周知を行った。 令和2年4月に緊急対応担当の係長職1名及び係員7名を増員し、係長職は直接地区を受け持たない体制として、係長職による業務管理機能を高めた。 令和2年4月に常勤医師職を配置し、身体的虐待の疑いなど医学的判断が必要なケースについて、専門的見地から見立てを行うことができる体制としている。 教員、保健師等の専門職や警察からの派遣職員が、その専門性を生かした助言を行いやすいよう、係長職は直接地区を受け持たない体制とした。	A	子) 児童相談所
			(4)	虐待通告に係る係長職の進捗管理機能を向上させる。		A	
			(9)	医師職や他機関からの派遣職員の専門性を生かした体制づくりを行う。		A	
						A	
②	イ	児童相談所と警察との連携のあり方、調査方針、役割分担の明確化を図る。	(7)	夜間・休日の調査にかかる児童相談所及び警察の連携・役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための協議、研修等を実施する。	相互の連携方法や役割分担を明確にし、互いに理解を深めるための実務者協議や研修、意見交換を継続的に実施している。	A	子) 児童相談所
③	ウ	休日・平日夜間時の通告に対する調査実施体制を強化する。	(7)	休日・平日夜間における虐待通告の初期調査等を行うため、必要な職員体制を構築する。	令和2年4月に緊急対応担当の増員に併せて、休日も正規職員が出勤するシフト体制を構築した。 平日・休日の夜間については、新たに休日夜間児童虐待対応支援員を設置し、虐待通告にかかる初期調査を行う体制とした。 平日・休日の夜間における虐待通告時の児童家庭福祉センターとの役割分担について整理し、初期調査案件が重なるなど正規職員と休日夜間児童虐待対応支援員だけでは対応が難しい場合も初期調査等を行うことができる体制とした。 令和2年4月に、休日・平日夜間の対応方針についてマニュアルを作成し、関係職員への研修等により周知した。	A	子) 児童相談所
			(4)	休日・平日夜間に円滑な調査対応を行うため、対応方針についてのマニュアルを整備する。	A		
			(7)	子ども家庭総合支援拠点化を見据え、区における支援機関としての主体性・専門性を確保しながら、支援内容に応じた児童相談所との連携や技術的助言の仕組みについて検討を行う。【再掲】			
④	エ	児童相談所と各区の有機的な協働体制を構築する。	(7)			C	子) 児童相談所 区) 保健福祉部

検証報告書における提言

(5)	専門的力を持つ職員を育成する体制の構築
①	児童福祉司の採用、育成と人事異動のあり方
②	保健師の人材育成のあり方
③	中堅職員の育成
④	職員研修の実質的機能強化

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 区や児童相談所の体制強化に向けた児童福祉司の採用、育成と人事異動を行う。	(7) 法令改正や第二児童相談所の開設に向けた児童福祉司等の計画的な増員を検討する。なお、有資格者を着実に確保できるよう、社会人採用を含めた採用のあり方も併せて検討する。	令和2年4月から、主に緊急対応担当を中心に児童福祉司9名を増員した。今後、有資格者の着実な確保に向けた方策を検討していく。	A	総) 職員部 子) 児童相談所
		(4) 区の体制強化について、国基準の他、担う役割や支援状況に応じた配置等対応策を検討する。	令和2年4月から、6区において家庭児童相談担当係職員を1名増員した。増員効果や各区の支援状況等を検証し、効果的な体制構築を検討していく。	A	
		(9) 経験を蓄積できるような配置とともに、これまでの経験を生かして後進の育成を意識した人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。	A	
②	イ 地域の保健福祉活動全般を担うための保健師の育成を図る。	(7) 保健師の活動指針や人材育成マニュアルを改訂する。		B	保) 保健所 区) 保健福祉部
		(4) 検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。		C	
		(9) 行政需要やキャリアプランを考慮し、経験を蓄積できるような人事異動を実施する。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。	A	
③	ウ 組織の中心的な役割を果たす中堅職員の育成を図る。	(7) 福祉コースや福祉現場経験のある職員を、将来の育成も見通したうえで効果的に配置していく。	体制強化や人材育成の観点から、福祉現場の経験者や有資格者などを中心に、異動サイクルを鑑みながら一層適切な職員配置に努めている。	A	総) 職員部
④	エ 実施手法の工夫や効果測定により、職員研修の実質的な機能の強化を図る。	(7) 採用年次や職位に応じた研修の中で、自治体職員として基本となる価値観の再認識を図っていく。		B	総) 自治研修センター
		(4) 検証報告書や過去の事例を用いた研修、外部講師による研修、民間機関との合同研修など、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討し、実施する。【再掲】		C	子) 児童相談所 保) 保健所 区) 保健福祉部
		(9) 研修の実施内容等について外部評価を導入し、効果測定を行う。		C	

検証報告書における提言

(6)	思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設の必要性
①	思春期・若年期の女性を対象とした支援制度の創設
②	高等学校との連携・支援体制の必要性
③	児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制の構築の必要性

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 10代後半の女性にみられる諸課題に対応した、新たな支援の枠組みを構築する。	(7) アウトリーチ型支援制度検討のため、実態調査（支援の対象者の生活実態、犯罪被害の内容や件数、求められる支援等）、先進事例調査（他都市の視察、NPOの活動内容等）を行い、青少年向けの支援事業を行っている関係部署と連携して、既存の支援メニューの活用可否について検討する。		C	子) 子ども育成部 子) 児童相談所 保) 保健所 市) 男女共同参画室
		(4) 若年期の生活場所として、自立援助ホームや社会的養護自立支援事業の積極的な活用を行う。		B	子) 児童相談所
②	イ 高等学校との連携による支援体制を構築する。	(7) 市立高校へのスクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣について一層の活用を図り、不登校傾向や福祉につなぐ必要がある生徒を早期に見出し、必要な支援を行う。		B	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
		(4) 中学校卒業時及び高校退学時の進路未定者について、学校から若者支援総合センターに情報を提供し、卒業及び退学後にも引き続き支援を受けられるよう連携していく。		B	
		(9) 若者支援施設においては、就労等進路面からの支援に加えて生活面等の幅広い支援も可能である旨を、高等学校等の関係機関に周知する。		B	
		(1) 高等学校との連携強化による潜在ニーズの掘り起こしに加え、10代中盤から20代前半に焦点を当てた新たな支援メニューの開発に取り組む。		D	
③	ウ 児童虐待とDVの特性を踏まえた連携体制を構築する。	(7) DV相談で虐待の心配があるケースについて児童相談所との情報共有を毎月実施する。対象ケースへの対応が発生した場合には、更なる情報共有、家庭児童相談室等の関係機関と個別のケース会議を実施する。		B	子) 児童相談所 市) 男女共同参画室
		(4) DV相談員研修において、児童に関するテーマの研修を取り入れるとともに、児童相談所や家庭児童相談室を含む関係部局への参加を促す。また、若年層向けのデートDV防止講座に児童相談所職員も同行し、相互の業務の共通理解を深める。		B	
		(9) DV被害に遭い、シェルターや一時保護施設に保護者とともに入所した児童に対し、児童相談所と連携した心理ケアの実施を検討する。		B	
		(1) 児童相談所と男女共同参画室において、DV・児童虐待防止の広報啓発を協力して実施する。		B	

検証報告書における提言

(7)	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性
①	過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の必要性

該当提言	取組方針	具体的な取組内容（想定を含む）	実施状況	区分	担当部
①	ア 過去の検証報告書における提言を踏まえた児童虐待防止対策の進捗管理や検証を行う。	(7) 速やかに、市内部に常設の「児童虐待防止対策推進本部」を設置し、検証報告書に係る取組方針等を協議するとともに、取組状況について、年に1度、外部からの検証を受ける。	令和2年5月に「札幌市児童虐待防止対策推進本部」を開催し、検証報告書における提言に係る取組方針等を協議し、取組状況について進捗管理を行う。 検証報告書における提言に係る取組方針や取組状況について、子ども子育て会議児童福祉部会に報告を行う。	A	子) 子ども育成部
		(4) 本市がこれまでに受けた検証報告書や虐待防止の取組状況を公式ホームページ等で公表するとともに、取組や他都市の検証報告書の内容を庁内で共有し、虐待防止と庁内連携の意識を向上させる。		B	
B					

直近の法改正の動向について

令和元年6月19日、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立した。

1 改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じるもの。

2 施行日

令和2年4月1日（※は令和4年4月1日施行、他に令和5年施行分あり）

3 主な改正点

(1) 親権者等による体罰の禁止

(2) 児童相談所の体制強化等

ア 介入機能と支援機能の分離

【市】令和元年10月に緊急対応担当部長及び課長の設置

イ 常勤弁護士配置またはこれに準ずる措置※

【市】相談業務を委託契約している弁護士と週1回児相にて定例相談、その他に臨時相談を行っている。

ウ 児童心理司の配置基準を定めること

⇒児童福祉司2名に対し児童心理司1名(令和6年まで経過措置)

エ 常勤医師及び保健師の配置※

【市】令和2年4月から医師の部長職を配置。保健師は従前から配置。

オ 児童福祉司及びスーパーバイザーの配置基準等

・児童福祉司の数の基準は政令で定める。

⇒人口4万人に1名から3万人に1名へ(令和4年まで経過措置)

【市】配置基準49名から68名(想定)へ。

・児童福祉司の中に、スーパーバイザーを置く

- カ 児童相談所の業務の質の評価の実施
 - キ 児童虐待を行った保護者へは、医学的または心理学的知見に基づく指導を行う
- (3) 関係機関間の連携強化
- ア DV対応と児童虐待対応との連携強化
 - イ 児童が転居する場合、転居先の児童相談所へ速やかな情報提供及び要対協が速やかに情報交換を行うことができるための措置等

平成 31 年 1 月野田市小 4 女児死亡事例に関する 千葉県及び野田市の検証結果について

1 事例の概要

- 平成 29 年 11 月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施。本児から、父親に暴力を振るわれている旨の回答があったため、回答の翌日、学校から児童相談所に通告。児童相談所は即日一時保護を開始、同年 12 月に一時保護を解除。
- 平成 30 年 1 月、野田市内で小学校を転校。その後も児童相談所、野田市児童福祉部署、学校などが当該世帯に関わっていたが、本児は平成 31 年 1 月の冬休み明け以降は小学校を欠席。
- 平成 31 年 1 月 24 日、本児が自宅で死亡。

2 千葉県の検証報告書（令和元年 11 月 25 日公表）における提言

- 児童相談所や関係機関において、全職員に対して、児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること。
- 児童相談所や関係各機関の虐待事案への対応力を高めるため、職員の研修機会を保障し、研修の充実・強化を図ること。
- 児童相談所の業務執行体制の強化（人員・組織体制）を図ること。
- 市町村要対協の強化、関係機関との連携を強化すること。
- 県民に対する広報、啓発に努めること。

3 野田市の検証報告書（令和 2 年 1 月 23 日公表）における提言（一部を抜粋）

- 要対協の個別支援会議の開催手続きを簡素化し、開催しやすくすること。
- 児童家庭課（本市における家庭児童相談室）が要対協調整機関として情報を集約し、役割分担を指示する責務を果たすこと。そうした機関であることを関係機関に周知徹底すること。
- 家族全体に対するアセスメントの技術と調査のあり方、アセスメントの共有方法を検討すること。
- 保健センターは、母子の身体的健康面に着目するだけでなく、家族という環境全体を把握し、アセスメントを行うことを通常から行えるようにすべきこと。
- 要対協の一員として、常に変化し得る子どもと家庭の状況や態度に合わせて、役割分担と情報交換を欠かさないこと。
- 担当者が変わるときには文書引継とともに重要事項を適切に申し送りすること。異動や育休等に際しても組織体制力を維持し、数と質の担保を図るべきこと。

4 事例発生後の野田市の取組（令和元年8月以降）

- スクールロイヤーと教育委員会アドバイザーを配置。（令和元年8月）
- 虐待対応の担当の係を課に格上げし「子ども家庭総合支援課」を新設、教育委員会指導課に分室を設置。（令和元年10月）
- 同課を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけ、保健師や臨床心理士などの専門職を大幅に増員。（令和元年10月）
- 市職員や民生委員児童委員などを対象に研修会を開催。（令和2年2月）
- 「児童虐待防止対応マニュアル・児童相談所編」を策定。（令和2年3月）

5 千葉県の児童虐待防止対策（令和2年1月公表）

- 児童家庭課及び児童相談所の組織・人員体制の強化。（令和2年4月）
- 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の改定等。（令和2年3月）
- ICTを活用した児童相談所の業務改善。（令和2年度中）
- 児童相談所の運営監査の実施。（令和2年度中）
- 児童相談所等の整備（一時保護所の増設等）。（令和2年7月予定）
- 「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」の策定。（令和2年度中）
- 児童相談所管轄区域の見直し。（早期に実施）

第1回札幌市児童虐待防止対策推進本部会議 説明資料

1 児童相談所における児童虐待相談の対応状況 <資料1>

<子ども育成部長>

- ・全国の児童虐待への対応件数について、平成29年度から30年度にかけて約20%増。政令指定都市では、概ね児童人口に応じた件数で、多くの都市で対応件数が伸びている状況。
- ・札幌市では、平成29年度から30年度にかけては1,900件程度と同水準だが、平成30年度から令和元年度にかけては、約27%増と大きく伸びている。昨年6月の事案発生後、6月以降の通告件数が一気に増えたことが要因と考えられる。
- ・特徴として、虐待の種類別に全国と比較すると、心理的虐待の割合が1番大きい中で、札幌市はネグレクトの割合が比較的高い。

2 今後の取組方針 <資料2>

<子ども育成部長>

- ・1ページの「区及び生活圏を単位とした支援体制の強化」の「①の相談支援体制の強化」について。取組方針として、子育て世代包括支援センターの機能強化や子ども家庭総合支援拠点の機能整備などにより、区の相談支援体制を強化し、切れ目のない支援を行うもの。
- ・子育て世代包括支援センターに関しては、今年4月から各区に母子保健相談員を配置し、乳幼児健診等の未受診などのハイリスクではないが、対応が必要なミドルリスク妊婦等への支援を強化している。具体的には、妊婦との面接を通して、アセスメントを適切に行うとともに、個別の支援プランを新たに作成することとしている。このアセスメントや支援等については、定期的な課内会議において協議を行うとともに、要対協の活用等についても組織で検討することとしている。
- ・子ども家庭総合支援拠点に関しては、札幌市の状況等を踏まえた機能を整備していくため、国のアドバイザー派遣事業を活用し、検討を進めていくこととしている。
- ・次に、「②の児童相談所との連携強化」について。今年4月から、要対協の事務局である区の家庭児童相談室に関して、6区において人員増を図り、その体制を強化した。4月からは、各区の健康・子ども課長が児童相談所の課長職、地域連携担当課長を兼務し、児童相談所との連携強化を図り、要対協の機能強化につなげていくこととしている。
- ・要対協の機能強化に向けては、その運用等について、係長職による業務の見直しのプロジェクトを設置し、検討することとしている。
- ・システムに関して、児童相談所の児童相談システム、区の家庭児童相談室が使う家庭児童相談システム及び母子保健システムについて、相互の閲覧や検索機能の

充実を図ったところで、今後、システムのプロジェクトにおいて、システム上の情報連携の強化について検討していく。

- ・次に、「③の子ども福祉分野における各区の生活支援担当の役割の発揮」について。生活支援に関して、4月の新任係長職の研修において、検証報告書の該当部分について改めて周知徹底しているほか、関係機関の連携が必要なケース等について、組織的な対応が行われているか監査において確認していくこととしている。
- ・次に、「④の子どもの生活圏における支援体制の構築」について。今年4月から、札幌市内61地区に、その活動地域を拡大した子どもコーディネーターやスクールソーシャルワーカーに関して、要対協の個別ケース検討会議への積極的な参画を進める。
- ・次に、「⑤の保育施設における虐待事案への対応強化」について。今年3月に、保育施設等に対して、児童虐待防止ハンドブックのわかりやすいダイジェスト版を作成、配布し、改めて周知を図った。
- ・2ページの「(2)の母子保健体制の見直し、乳幼児健診の改善」について。「①の日常業務の徹底」に関しては、先月4月に、各区の保健センターの部長職及び課長職の出席のもと、検証報告書や今後の取組等の説明会を臨時に開催し、保健師の日常業務や組織マネジメントなどについて、改めてその徹底を図った。
- ・保健師の訪問活動等の徹底を図るため、家庭訪問記録マニュアルの改訂を行うとともに、乳幼児健診後のカンファレンスに関して、職員間の情報共有、支援へのつなぎ、その後の状況の確認の徹底を図っている。
- ・乳幼児健診に関しては、昨年11月に乳幼児健診マニュアルを改訂し、乳幼児健診未受診者への対応などを改善したが、今後、「乳幼児健診あり方プロジェクト」を設置し、検討していくこととしている。
- ・母子保健活動の中での地域精神保健の役割の強化に関しては、今年4月から心理相談員を2区に1名配置し、地区保健師の訪問や面談などの活動の支援を行っていくこととしている。今後、各区の精神保健福祉相談員との連携のあり方や保健師活動体制のあり方についても、検討していくこととしている。
- ・3ページの「(3)のアセスメントと支援方針の共有を軸とする協働体制の構築と進行管理の徹底」について。要対協の機能強化に関して、システムの今後の改修や業務の見直しプロジェクトにおいて、機能強化に向けて検討していく。
- ・「③の組織マネジメントの徹底」、「④の協働の文化の醸成」、「⑤の進行管理の徹底」について。中堅職員と新人職員との少人数チームによる、お互いのケースの進行管理等をチェックするほか、進行管理台帳やチェックリスト等の活用により、確認を徹底していく。
- ・システムについては、マネジメントのサポートに活用できるよう、昨年度、一部改修したが、さらに、管理職のマネジメントに寄与する仕組みについて検討していく。
- ・管理職向けの冊子である管理監督者の心得を新任役職者向けの研修等で活用す

るなど、改めて管理監督者の意識付けを図っていく。

- ・4ページの「(4)の児童相談所における介入機能と役割の明確化」について。「①の調査体制」に関しては、昨年10月に、緊急対応担当部長及び課長の配置のほか、今年4月に、緊急対応担当を8名増員し、調査体制を強化している。
- ・「専門性を活かした体制」に関しては、教員、保健師及び警察派遣職員の専門性を活かす体制としたほか、今年4月からは、常勤の医師職を配置し、医学的見地からの見立ても行える体制としている。
- ・「警察との連携」に関しては、夜間・休日の調査に関する連携や役割分担を明確にし、実務者協議などを継続して行っている。
- ・休日・平日夜間時の対応に関しては、今年4月から、休日も正規職員が出勤するシフト体制を取って対応しているとともに、平日・休日の夜間については児童虐待対応支援員を新たに配置し、虐待通告に関する初期調査を行っている。
- ・「各区との連携」に関しては、子ども家庭総合支援拠点の機能整備の検討の中で、各区の適切な判断に資するように、児童相談所からの対応上の技術的助言の仕組みについても検討していくこととしている。
- ・5ページの「(5)の専門的力量を持つ職員を育成する体制の構築」について。「①の児童福祉司の採用、育成と人事異動」に関しては、今年4月に児童福祉司の増員が図られたが、今後も、法改正や第2児童相談所の整備を踏まえて、計画的な増員を検討していく。
- ・有資格者を着実に確保できるよう、社会人採用を含めた採用のあり方もあわせて検討していくとともに、区の体制強化については、その役割等に応じた対応策を検討していくこととしている。
- ・人事異動については、経験を蓄積できるような配置とともに、これまでの経験を活かし、後進の育成を意識した人事異動を行っていく。
- ・「保健師の人材育成」に関しては、保健師の活動方針や人材育成マニュアルを改訂していくとともに、今回の事例を用いた研修や外部講師による研修などの実施について検討していく。
- ・「中堅職員の育成」については、福祉コースや福祉現場経験のある職員を将来の育成も見通したうえで、効果的に配置していく。
- ・「職員研修の強化」については、OJTとOff-JTを組み合わせた具体的な研修メニューを検討、実施していく。
- ・6ページの「(6)の思春期・若年期に焦点を当てた支援の枠組みの創設」について。支援の枠組みの検討に向けて、実態調査を実施するほか、既に似たような事業を行っている他都市の事業や、関係する活動を行っているNPOの活動等について調査を行っていく。現在実施しているそれぞれの関係事業に関して、その実態等について、庁内関係部署で情報共有等を図っていく。
- ・「高等学校との連携」に関しては、スクールソーシャルワーカーの活用を図るとともに、中学校卒業時や高校退学時の進路未定者について、学校から若者総合支

援センターに情報提供を行い、支援の必要性を検討していく。

- ・「児童虐待とDVの特性を踏まえた連携」に関しては、DV相談で虐待の心配があるケースについて、児童相談所との情報共有を毎月実施していく。対応が必要なケースについては、関係機関で個別のケース検討会議を実施していく。
- ・7ページの「(7)の過去の検証報告書の進捗状況についての検証機会の確保」について、今回の検証報告書の提言を踏まえての取組については、本日の本部会議での報告後、公表するとともに、今後、児童福祉部会等に対して報告を行う予定。

3 その他（直近の法改正の動向） <資料3>

<子ども育成部長>

- ・昨年6月、児童虐待防止法及び児童福祉法等が改正されたが、その趣旨は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の体制強化や関係機関間の連携強化等の所要の措置を講じるものであり、その多くの項目については今年4月施行となっている。
- ・主な改正点としては、1点目として、「親権者等による体罰の禁止」が挙げられており、体罰に関しては指針が発出されている。
- ・2点目の「児童相談所の体制強化」の「ア」として「介入機能と支援機能の分離」があるが、昨年10月の児童相談所の機構改革により、緊急対応担当部長及び課長の配置とともに、初期調査として介入する調査担当を、これまでの相談支援担当課から緊急対応担当課に移管し、分離したところ。
- ・「イ」として「常勤弁護士の配置又はこれに準ずる措置」及び「エ」として「常勤医師及び保健師の配置」があり、いずれも令和4年4月から施行であるが、保健師は以前から、常勤医師は医師の部長職を今年4月から配置している。
- ・「ウ」の「児童心理司」について配置基準が定められ、令和6年まで経過措置があるが、児童福祉司2名に対し児童心理司1名を配置することになる。
- ・「オ」の「児童福祉司」の配置基準については、令和4年まで経過措置があるが、人口4万人に1名から、3万人に1名になり、配置数としては49名から68名になったところ。
- ・3点目の「関係機関間の連携強化」の「ア」として「DV対応と児童虐待対応との連携強化」が挙げられている。

4 その他（野田市の小4女児の死亡事例に関する検証結果等） <資料4>

<子ども育成部長>

- ・「1の事案の概要」について、平成29年11月、学校がいじめに関するアンケート調査を実施したところ、この女児から、父親に暴力を振るわれている旨の回答があったため、回答の翌日、学校から児童相談所に通告。児童相談所は即日一時保護を開始した。同年12月には一時保護を解除、その後も児童相談所、野田市

の児童福祉部署、学校などが当該世帯に関わっていたが、平成31年1月の冬休み明け以降は小学校を欠席しており、1月24日、自宅で亡くなったもの。

- ・「2の児童相談所を持つ千葉県の検証報告書における提言」としては、児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底すること、虐待事案への対応力を高めるため、研修の充実・強化を図ること、児童相談所の業務執行体制の強化を図ること、市町村の要対協の強化、関係機関との連携を強化することなどが挙げられている。
- ・「3の児童福祉部署や要対協を持つ野田市の検証報告書における提言」として、一部を抜粋すると、要対協の個別支援会議の開催手続きを簡素化し、開催しやすくすること、本市の区の家庭児童相談室に当たる児童家庭課が、要対協調整機関として情報を集約し、役割分担を指示する責務を果たすこと、家族という環境全体を把握し、アセスメントを行うこと、常に変化し得る子どもと家庭の状況や態度に合わせて、役割分担と情報交換を欠かさないことなどが挙げられている。
- ・提言の内容を見ると、アセスメントなど業務の基本の徹底、要対協の機能強化や関係機関との連携強化など、本市における今回の検証報告の提言内容とかなり共通する内容となっている。
- ・「4の事例発生後の野田市の取組」や「5の千葉県の児童虐待防止対策」がすでに公表されているが、その中には今後の取組もあり、また、札幌市と状況は違うが、本市の取組を進めていくうえで参考にしたい。

5 本部長の発言

<本部長>

- ・ 検証委員会からの提言は多岐に渡る。提言、指摘された事柄に対して、全庁的にしっかり取り組んでいく、改善をしていくことは大前提である。新型コロナウイルスの関係で乳幼児健診等にも支障が出ているが、まずは早く終息させていくことが前提で、保健センターの機能を元に戻していくということをしなければならない。
- ・ 乳幼児健診が行われておらず、昨年の事案のように子どもの状態について接触して把握ができないという状況があるので、例えば、保健センターでのアクセスだけではなく、ひとり親家庭など（への支援の場面でも考えていくことも必要）。
- ・ 今回の新型コロナウイルスの影響で職を失う人がかなり増える可能性があり、生活保護の相談も増えてくるため、その時の対応が非常に重要になる。特に小さな子どもを抱えていること、生活面でも苦しくなることによって、いろいろな精神的なストレスが高まっている状態で、相談時に「冷たくされた」と感じてしまうようだと、虐待へのリスクが高まってしまうことが心配される。そういう意味で保護課で、とりわけ母子世帯に注意してもらうような対応が必要。
- ・ そこで「当事者に寄り添って」どこまで支援ができるのか、精神的なストレスなどでつい子どもに対してもイライラするといった話があれば、すぐ保健センターなりにつなぐといった対応が、より重要になってくる。
- ・ これから経済状況が非常に厳しくなるため、その接触で掴むことができるのか重要になると思うので、各区の中での連携をより意識してほしい。第一歩の部分でハイリスクあるいはミドルリスクが懸念されるような状況の人々を把握できるかが大きいので、そこを徹底してほしい。
- ・ 保護課での相談時の虐待リスクへの感度を上げて、兆候があればすぐに保健センターと連携する仕組みをお願いしたい。
- ・ 繰り返しになるが、経済的な影響はこれからかなり大きく出てくると思われ、特にひとり親の母子家庭への影響はかなり出てくるので、そこをしっかりとカバーして行ってほしい。

以上